

大曲仙北広域市町村圏組合消防吏員の階級に関する規則

昭和49年7月10日

規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項の規定に基づき、大曲仙北広域市町村圏組合消防吏員（以下「消防吏員」という。）の階級に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(消防吏員の階級)

第2条 消防吏員の階級は、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士とする。

(委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年10月18日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。